

【消費生活の窓口から】

簡単に高額収入を得られるという副業や投資の儲け話にご注意を！

～「情報商材」のトラブルが急増しています！！～

「情報商材」とは、副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称してインターネット等で販売されている情報のことです。広告等をきっかけに、簡単に収入が得られると信じて契約したものの、広告や説明と違って収入が得られないという相談が全国で多数寄せられています。2017年度の相談件数は6,593件と2013年度に比べ7倍超となり、2018年度も増加ペースが続いています。相談内容から、実際にはあまり価値のない情報が高額で販売されていることが分かっています。情報商材をきっかけにソフトウェアやコンサルティング等を契約させられるケースもあるので注意が必要です。

【アドバイス】

- ◆簡単に高額収入を得られることはありません。情報商材は契約前に中身を確認することができないので、安易に信用して事業者連絡しないようにしましょう。
- ◆高額な契約を勧誘されたり、話が違ふと思ったら、きっぱりと契約を断りましょう。
- ◆クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しないようにしましょう。
- ◆SNS等に副業で利益を上げているような投稿をし、興味を持った消費者を広告用のウェブサイトに誘導する事業者もいますので、副業に関する個人の投稿も十分注意してください。
- ◆不安に思った場合やトラブルになった場合は、消費生活相談窓口や警察(＃9110)に相談しましょう。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎662-2593